

(2) 重量物の運搬

労働衛生の考えでは、「18歳以上の男性は、その体重の0.4掛け」、また「女性は、さらに0.6掛け」が指針です。

肥料などは20kgや15kgのものも出てきていますが、米袋は、30kgです。男性で体重が約80kgの人がようやく許可される重さです。

野菜などを詰めるコンテナも、まだまだ極端に大きく、基準重量を超えての運搬が日常的に行われています。

さらに、農村は高齢者が中心です。60歳以下の基準を見直す必要があります。また、特定の病気の既往を持つ人（胃、婦人科の手術、貧血など）の骨密度は低い可能性が高く、重量物の運搬は要注意です。



20年前にぎっくり腰になり、その後も時々発症。米の移動は基本的にキャッチャーで運び自ら手で運ぶことはしていない。この時は、保管庫に入れるためどうしても手作業となり、5段積んだ米袋の最下段の米袋を持ち上げたとき、ギクッときた。特に、膝を折らず図のような姿勢で一氣に持ち上げようとした。ヘルニア発症、2回手術

男60kg × 0.4 = 24kg、女さらに0.6かけて14kgが基準
農村ではさらに高齢者、特定疾患の既往者に配慮した基準を

(3) ヘルメット、安全靴着用は義務

工事現場では、ヘルメット着用は当然とされています。

また、道路工事の旗振りの人でもヘルメットを着用しています。

しかし、農作業現場は、工事現場より危険な場所でもヘルメットや安全靴が着用されていません。

右の事例も、もしヘルメットを着用していたら、重篤な事故にはならなかったと考えられます。

また、作業機取替でキャスターが倒ただけで、足の親指を骨折した事例や、牛に足を踏まれて骨折等々、安全靴を履いていれば、重篤な怪我にならなかった事例も数多くあります。



発見された時は、頭周辺血の海

事故車両は50馬力、前輪高さ83cm、注油口高さ145cm、前輪タイヤ幅20cm、本体との間隔30cm、20Lの満タンの軽油をタイヤに足をかけボンネットの上の給油口から注油しようとして足が滑り、バックドロップのように転倒、後頭部強打、裂傷。

(4) 照明、騒音の基準

① 暗い作業場、格納庫、畜舎、事故要因に

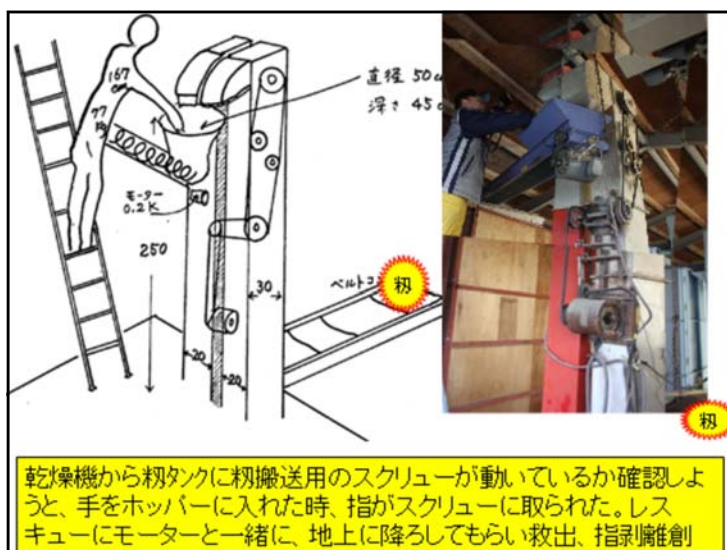
産業衛生の分野では、室内の照明は表のようになっています。ところが、多くの農作業場は、昔からの納屋を改装したり、新しく作った建物でも隅まで照明が届くような配慮がなかなかされていません。

牛の視力は0.04～0.08程度とされています。暗い牛舎で、元々目がよく見えない牛に近づくと、牛もびっくりして、排除行動を取ろうとします。ある程度の照明を確保することで、牛の安心感、また清潔への意識も高まるとも言えます。

照 明

粗なる作業	70 ルックス以上
普通の作業	150 ルックス以上
精密な作業	300 ルックス以上

* 日本産業衛生学会指針



② 騒音、必要なら耳栓を

騒 音

4000Hzの周波数帯において

91 dB	⇒	30 分以下
89 dB	⇒	40 分以下
87 dB	⇒	60 分以下

* 安衛則 604 条

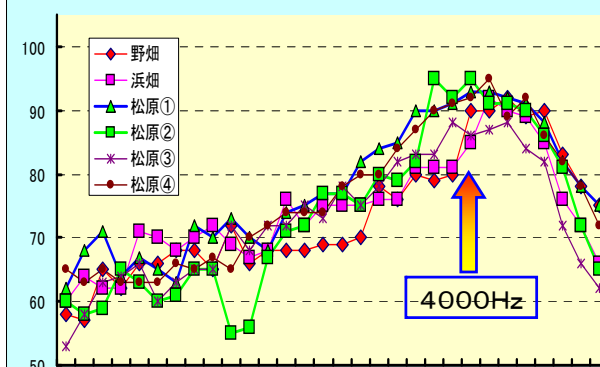
農業機械の騒音のうち、とくにエンジンが小型のものは高い周波数の音を大きく出しています。

例えば、刈払機や動力散布機などは、騒音性難聴を惹起する4000Hzの周波数帯が極めて大きい音が出ています。グラフは、ネギの皮むき機の騒音の1/3オクターブ周波数分析をしたものです。4000Hzの周波数が最も高くなっています。

騒音の暴露基準は右の表のとおりです。

耳栓などで防護を確実にする必要があります。

ネギの皮むき機の1/3オクターブ 周波数分析



(5) 営農組織で今すぐとりくむこと

「安衛法」などを守っていたら仕事にならない、と思っている方も多いと思いますが、お金も手間もあまりかけず、今すぐ取り組める項目を以下に掲げました。

また、法人経営をされている営農組織では、「安衛法」や「安衛則」の遵守は当然のことです。もし、一旦事故が発生した場合、罰則を伴う「事業主責任」が厳しく問われます。少なくとも今すぐできることは取り組んでいただきたいものです。

①作業前の朝礼、作業後の反省会

- ・ 作業の手順、注意点の話合いと確認
- ・ 当日作業で気づいた点、修理、修復点の確認

②ヘルメット着用の義務化

- ・ 個々人に「マイヘルメット」として配布
- ・ 安全靴も各個人に配布

③農機の格納庫・作業場

- ・ 2階の安全柵の設置
- ・ 十分な照明設備を

④組作業時の合図方法を決める

- ・ お互いのコミュニケーション仕方を決める
- ＊ 止まれ、終了、OKなど

